

ガイドラインの 主な改正点について



東京都環境局



目次

1. **ガイドラインの主な改正点**……………スライド**3～6**
(2024年4月)
2. **ガイドラインの主な改正点**……………スライド**7～8**
(2022年4月)
3. **ガイドラインの主な改正点**……………スライド**9～13**
(2021年4月)
4. **ガイドラインの主な改正点**……………スライド**14～19**
(2019年10月・2020年4月)



An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text is overlaid on a semi-transparent dark blue banner.

1. ガイドラインの主な改正点 (2024年4月)



1-1. ガイドラインの主な変更点（2024年4月）

変更箇所	変更点	スライド番号
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP110 他	新しい基準排出量の算定方法の追加 ⇒事業所が供給する燃料等の量を基に基準排出量を算定する方法を追加	P5 (1-2)
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP111 他	新しい基準排出量の算定方法の追加 ⇒旧特定地球温暖化対策事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量を選択する方法を追加	P6 (1-3)



1-2. 新しい基準排出量の算定方法の追加①

特定温室効果ガス
排出量算定GL(P110他)

改正ポイント

2024年度以降に特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける事業所のうち、燃料、熱又は電気(以下、燃料等という)の供給を主たる事業とする事業所は、事業所が供給する燃料等の量を基に基準排出量を算定することができる。

燃料等の供給を主たる事業とする事業所 (例)

- 石油精製事業所
- 熱供給事業所
- 特定供給の認可を受けて電気を供給する事業所

<燃料の供給>

温室効果ガス排出量 = 燃料供給量 × 単位発熱量 × 排出係数 × 44 / 12

<熱の供給>

温室効果ガス排出量 = 熱供給量 × 他人から供給された熱の排出係数

<電気の供給>

温室効果ガス排出量 = 電気供給量 × 他人から供給された電気の排出係数

※他人から供給された熱の排出係数 : 0.060 (t-CO₂/GJ)、他人から供給された電気の排出係数 : 0.489 (t-CO₂/千kWh)



1-3. 新しい基準排出量の算定方法の追加②

特定温室効果ガス
排出量算定GL(P111他)

改正ポイント

指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当し、指定の取り消しを受けた事業所が再び特定地球温暖化対策事業所の指定を受ける場合、旧特定地球温暖化対策事業所における削減義務期間の終了年度の基準排出量を選択できる。

なお、上記の方法で基準排出量を決定する場合の削減義務率は、旧特定地球温暖化対策事業所が継続して削減義務の対象となっている場合に課せられる削減義務率となる。

	2015	2016	2017	～	2020	2021	2022	2023	2024
事業所分類	特定	特定	指定相当	～	指定相当	指定相当	指定相当	特定	特定
基準排出量	10,000 t	10,000 t	なし	～	なし	なし	なし	10,000 t	10,000 t
削減義務率	17 %	17 %	なし	～	なし	なし	なし	27 %	27 %
年度実績	6,000 t	6,000 t	6,000 t	～	6,000 t	6,000 t	6,000 t	6,000 t	6,000 t



An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. A semi-transparent white box is overlaid on the center of the image, containing the title text.

2. ガイドラインの主な改正点 (2022年4月)

2-1. ガイドラインの主な変更点（2022年4月）

変更箇所	変更点
特定温室効果ガス排出量算定 ガイドラインP57他 (他各種ガイドライン)	特定計量(特定計量制度)の取扱い ⇒実測できる特定計量器に、電気事業法で規定されている 特定計量の届出を要する計量で用いる電気計器を追加



An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text is overlaid on a semi-transparent dark blue banner.

3. ガイドラインの主な改正点 (2021年4月)



3-1. ガイドラインの主な変更点（2021年4月）

変更箇所	変更点	スライド番号
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP12 他 (他各種ガイドライン)	検証における情報通信技術(ICT)の活用 ⇒検証時の監視点等の確認手法として、情報通信技術(ICT)を活用し、写真や動画等を用いる方法を追加	P11 (3-2)
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP48	イベント等で使用するLPG容器の監視点 ⇒イベント等において、調理を目的とした可搬式のLPG容器を複数使用する場合は監視点要件を緩和	P12 (3-3)
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP54	「購買伝票等」に関する取扱い ⇒「購買伝票等」の定義を変更(会員限定サービスによる提供等への対応)	P13 (3-4)



3-2. 検証における情報通信技術（ICT）の活用

特定温室効果ガス
排出量算定GL(P12 他)

従来の検証方法

「検証の際には、事業者は要求された情報の提示、現地訪問への対応等を行う必要がある。」（算定GL）

「原則として検証先事業所に赴き、現物確認、現場担当者等へのヒアリング等の現地検証を行う。」（検証GL）

⇒事業者側は原則として現地訪問への対応を行う必要があった。

改正ポイント

現地確認やヒアリングを行う検証方法として、**情報通信技術（メール、電話、Web会議等）**を活用した**写真や動画等を用いた確認**を追加。

情報通信技術を活用する場合に、事業者側に求められる対応（例）

- 燃料等を使用している設備や燃料等使用量を計測しているメーター等の写真や動画等
- 事業所範囲や建物等を示す写真や動画等
- 根拠資料の電子データ送信、Webカメラ等を用いたリアルタイムの提示



3-3. イベント等で使用するLPG容器の監視点

特定温室効果ガス
排出量算定GL(P48)

LPG監視点の把握

可搬式のLPG容器の置き場も燃料等使用量監視点として特定し、排出量を算定する必要がある。

※高圧ガス保安法の規制対象である貯蔵容量が 0.15 m^3 （重量 1.5kg ）以上の規模の容器の置き場を把握

改正ポイント

常設でないイベント等において、調理を目的とした可搬式のLPG容器を複数使用する場合、以下の条件で燃料等使用量監視点を特定できないものとすることができる。

LPG容器を使用した店舗数 × イベントの延べ開催時間 < 600

※店舗数や開催時間(期間)を示す根拠資料が必要



3-4. 「購買伝票等」に関する取扱い

改正ポイント（「購買伝票等」の定義の一部追加）

特定温室効果ガス
排出量算定GL(P54)

「2者間の取引 又は第三者等への証明に用いられる書面等及び電磁的記録」

＜電磁的記録について＞

- ・ 供給事業者がWebページ上で提供する会員限定サービスの検針情報・領収情報・使用量実績等を想定したもの。
⇒Web画面のハードコピー（印刷）、PDF出力等

＜証明書類について＞

- ・ 供給事業者が責任をもって証明する内容であること（供給事業者が発行者であること）。
- ・ 白紙の用紙等から文書作成ソフトにより作成するものについては、供給事業者が発行者であることを証すること。

※やむを得ない事情により、発行者を証することができない場合は、社印の押印、責任者の押印その他の東京都が認める方法によることも可能とする。

		 ○○電力株式会社		
		2021年4月1日		
2021年3月分		電力ご使用量のお知らせ		
ご契約者名	株式会社 □□□			
ご使用場所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号			
ご契約電力	2,000kW			
ご使用期間	2021年3月1日～2021年3月31日			
時間帯区分	その他季昼間	夏季昼間	ピーク	夜間
ご使用量	550,000kWh	0kWh	150,000kWh	500,000kWh
	全日		有効	無効
ご使用量	1,200,000kWh		800,000kWh	43,000kvarh
うち昼間	800,000kWh			
うち夜間	400,000kWh			



An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. The text is overlaid on a semi-transparent white banner across the middle of the image.

4. ガイドラインの主な改正点 (2019年10月・2020年4月)



4-1. ガイドラインの主な変更点 (2019年10月・2020年4月)

変更箇所	変更点	スライド 番号
特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP133	基準排出量変更申請における算定期間の考え方 ⇒第2計画期間以前から特定事業所となっている事業所に限り、2020年4月からの変更事象を基に増減量を算定可能	P16 (4-2)
医療施設に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドライン【新規】	医療施設に対する激変緩和措置 ⇒人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、第2期から第3期にわたる激変緩和措置を設け、第3期に限り、削減義務率を2%減少	P17 (4-3)
その他ガス排出量算定ガイドラインP20	その他ガスの上下水の排出係数 ⇒その他ガスの上下水の排出係数を変更 それ以外は2期係数を継続	P18 (4-4)
基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン P47、62	駐車場の換気設備の能力要件 ⇒駐車場法施行令の改正に伴い、駐車場の換気設備の能力要件を変更	P19 (4-5)



4-2. 基準排出量変更申請における算定期間の考え方

ア. 基準年度以降

特定温室効果ガス排出量算定GL(P133)

基準年度以降において事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更があった場合、基準年度から状況の変更を把握し、増減量を算定する

改正ポイント(2020年4月からの変更事象を基に増減量を算定)

イ. 前削減計画期間末以降(※第3計画期間の場合、2020年4月以降)
第2計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限り、第3計画期間から、2020年3月末以降の状況の変更を把握し、増減量を算定することができる。

年度	基準年度			...	第2計画期間			第3計画期間	
	H14 2002	H15 2003	H16 2004		...	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
					特定	特定	特定	特定	特定
算定期間 ア	○	○	○	○	○	○	○	○	●
算定期間 イ	この期間は基準排出量変更量の算定対象外							○	●

○:用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間

●:基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年度



4-3. 医療施設に対する激変緩和措置

人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、第2計画期間から第3計画期間にわたる激変緩和措置として、第3計画期間に限り、削減義務率を2%減少※とする。

※ただし、第3計画期間に27%又は25%の削減義務率が適用される事業所のうち、医療施設に係る排出量が当該事業所の排出量の1/2以上である事業所に限る。

激変緩和措置の対象となる医療施設	医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所
削減義務率から減ずる程度	2%

※第2期に実施した、電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置は、第3期には実施しない。

ポイント(第3計画期間に適用の内容)

- 電事法27条と異なり、**医療施設のみ**が対象
- 電事法27条で対象であった施設についても、改めて**医療施設部分のみを評価**
- 医療施設が含まれる主要施設の割合(受電単位又は建物)が排出量の**1/2以上**であることが必要



4-4. その他ガスの上下水排出係数

その他ガス排出量
算定GL(P20)

改正ポイント(第3計画期間から変更の排出係数)

- その他ガスの上下水の排出係数を変更
- それ以外は第2計画期間の係数を継続

排出活動の種類	第1計画期間	第2計画期間	第3計画期間
水の使用 [t-CO ₂ /千m ³]	0.200	0.251	<u>0.266</u>
下水への排水 [t-CO ₂ /千m ³]	0.450	0.439	<u>0.400</u>



4-5. 駐車場の換気要件の能力要件

「運用管理ガイドライン」を使用するケース

運用管理GL(P47、62)

- 1 基準排出量申請で過去実績に基づいた算定を行うケース
- 2 基準排出量変更申請で実測した燃料等の使用量に基づいた算定を行うケース
- 3 都外の事業所等に規定する基準排出量を算定するケース

改正ポイント(第3計画期間に適用の内容)

- 駐車場法施行令の改正に伴い、駐車場の換気設備の能力要件を変更
- 提出書類(第1号様式その1)の押印を省略可能

改正前

駐車場容積あたり毎時10回以上、又は駐車場の床面積1㎡あたり毎時25m³以上のいずれか大きい値を満たす



改正後

駐車場の床面積1㎡あたり毎時14m³以上の値を満たす



【参考URL】

- 各種ガイドライン

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740

【お問合せ先】

東京都環境局 気候変動対策部 総量削減課

「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎20階 南側

電話：03-5388-3438

E-mail：ondanka31@ml.metro.tokyo.jp

